

第五一回

参第一〇号

公職選挙法等の一部を改正する法律（案）

（公職選挙法の一部改正）

第一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中

- 「 第八十九条 （公務員の立候補制限）
- 第九十条 （立候補のための公務員の退職）
- 第九十一条 （公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合） 」

を

- 「 第八十九条 （公務員の立候補制限）
- 第八十九条の二 （公社の役員等の立候補制限）
- 第九十条 （立候補のための公務員等の退職）
- 第九十一条 （公務員等となつたため立候補の辞退とみなされる場合）
- 第九十一条の二 （事務次官等であつた者の立候補制限） 」

に、

- 「 第三百三十八条 （戸別訪問）
 - 第三百三十八条の二 （署名運動の禁止）
 - 第三百三十八条の三 （人気投票の公表の禁止） 」
- を「 第三百三十八条 （人気投票の公表の禁止）」に改め、
- 「 第三百四十四条の二 （ポスター掲示場）
 - 第三百四十四条の三 （ポスター掲示場を設置しない場合）
 - 第三百四十四条の四 （任意制ポスター掲示場）
 - 第三百四十四条の五 （ポスター掲示場の設置についての協力） 」

を削り、

- 「 第六百六十四条の二 （個人演説会の制限）
- 第六百六十四条の三 （他の演説会の禁止） 」

を「 第六百六十四条の二及び第六百六十四条の三 削除」に、「 第九十八条 削除」を

「 第九十八条 （会社等の寄附の禁止）」に、

- 「 第九十九条の三 （公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止）
- 第九十九条の四 （公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止） 」

を「 第九十九条の三及び第九十九条の四 削除」に、「 第二百一条の三 削除」を

「 第二百一条の三 （選挙の公示又は告示前の演説会の特例）」に、「 第二百三十九条
（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）」を「 第二百三十九条

（事前運動、教育者の地位利用等の制限違反）」に、「 第二百四十七条 （選挙費用の
法定額違反）」を

- 「 第二百四十七条 （選挙費用の法定額違反）
- 第二百四十七条の二 （会社等の寄附の制限違反） 」

に、

- 「 第二百四十九条の三 （公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）
- 第二百四十九条の四 （公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違
反） 」

を「第二百四十九条の三及び第二百四十九条の四 削除」に改める。

第六十八条第二号中「若しくは第八十八条（（選挙事務関係者の立候補制限））」を「、第八十八条（（選挙事務関係者の立候補制限））若しくは第九十一条の二（（事務次官等であつた者の立候補制限））」に改める。

第八十六条第十一項中「公務員」を「公務員等」に改める。

第八十九条の次に次の一条を加える。

（公社の役員等の立候補制限）

第八十九条の二 次の各号に掲げる職にある者は、在職中、参議院（全国選出）議員の選挙における公職の候補者となることができない。

一 日本国有鉄道の役員（監査委員会の委員を除く。）日本専売公社の役員（監事を除く。）又は日本電信電話公社の経営委員会の委員若しくは役員（監事を除く。）

二 日本道路公団の役員（監事を除く。）又は日本住宅公団の管理委員会の委員若しくは役員（監事を除く。）

三 住宅金融公庫、農林漁業金融公庫又は中小企業金融公庫の役員（監事を除く。）

第九十条の見出し中「公務員」を「公務員等」に改め、同条中「前条の規定により公職の候補者となることができない公務員」を「前二条の規定により公職の候補者となることができない公務員又は前条各号に掲げる職に在る者（以下この条及び次条において「公務員等」という。）」に、「当該公務員」を「当該公務員等」に改める。

第九十一条の見出し中「公務員」を「公務員等」に改め、同条中「又は第八十九条（（公務員の立候補制限））」を「、第八十九条（（公務員の立候補制限））又は第八十九条の二（（公社の役員等の立候補制限））」に改める。

第九十一条の次に次の一条を加える。

（事務次官等であつた者の立候補制限）

第九十一条の二 次の各号に掲げる職の一又は二以上に引き続き二年以上在つた者は、当該引き続き在職に係る最後の職を離れた日以後二年以内に行なわれる参議院（全国選出）議員の選挙における公職の候補者となることができない。

一 事務次官

二 庁（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第三項に規定する庁をいう。以下この条において同じ。）の長（国务大臣をもつて充てるものを除く。）又は次長

三 府、省又は庁の内部部局たる官房、局又は部（官房又は局に置かれる部を除く。）の長

2 第八十九条の二（（公社の役員等の立候補制限））各号に掲げる職の一に引き続き二年以上在つた者は、その職を離れた日以後二年以内に行なわれる参議院（全国選出）議員の選挙における公職の候補者となることができない。

第九十三条第二項及び第百三条第四項中「公務員」を「公務員等」に改める。

第百三十八条及び第百三十八条の二を削り、第百三十八条の三を第百三十八条とする。第百四十条の二第一項ただし書を次のように改める。

ただし、衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項（（指定都市））の市の長の選挙において、演説会場（演説の場所を含む。）においてする場合及びその他の場所において午前六時から午後九時までの間にする場合並びにその他の選挙において、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合は、この限りでない。

第百四十一条の三本文中「何人も、」の下に「地方公共団体の議会の議員及び長（都道府県知事及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項（（指定都市））の市の長を除く。）の選挙につき、」を加え、同条ただし書中「及び第百四十条の二第一項（（連呼行為の禁止））ただし書の規定により運行中又は停止中の自動車の上において選挙運動のための連呼行為をすること」を削る。

第百四十二条第一項各号列記以外の部分中「文書図画は、」の下に「自筆の信書及び」を加え、同条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、第百四十三条（（文書図画の掲示））第一項第二号に規定するものを同号に規定する自動車又は船舶に取り付けたままで回覧させること、公職の候補者が同項第三号に規定するものを着用したままで回覧すること及び同項第四号に規定するものを掲示するために、同号に規定する演説会場まで運搬し、又は持ち歩くことによつて回覧させることは、この限りでない。

第百四十三条第一項中第四号の二を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第四号の二の個人演説会告知用ポスター及び同項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「二」を「三」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四号の二及び」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項及び第十一項を削る。

第百四十四条第一項第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 参議院（地方選出）議員及び都道府県知事の選挙にあつては、公職の候補者一人について、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には一万二千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一をこえる場合にはその一を増すごとに五千枚を一万二千枚に加えた数

第百四十四条第一項第一号ただし書を次のように改め、同号を同項第二号とする。

ただし、一の都道府県においては、その都道府県において使用することができる参議院（地方選出）議員の選挙におけるポスターの数をこえることができない。

第百四十四条第一項に第一号として次の一号を加える。

一 衆議院議員の選挙にあつては、公職の候補者一人について一万二千枚
第百四十四条の二から第百四十四条の五までを削る。

第百四十五条第一項本文中「参議院（全国選出）議員、都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、」を削り、同項ただし書中「及び第百四十四条の四（（任意制ポスター掲示場））の掲示場」を削り、同条第二項中「前項の選挙については、」を削る。

第百四十八条第一項中「第百三十八条の三」を「第百三十八条」に改める。

第百六十一条第一項第一号中「公民館をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第百六十四条の二及び第百六十四条の三を次のように改める。

第百六十四条の二及び第百六十四条の三 削除

第百六十五条後段及び第百六十五条の二後段中「運行中又は停止中の自動車又は船舶の上において」を削る。

第百七十四条第三項中「公務員」を「公務員等」に改める。

第百七十八条第一号を次のように改める。

一 削除

第百九十七条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第二百一条の三（（選挙の告示又は公示前の演説会の特例））の演説会に関してなされた支出

第百九十八条を次のように改める。

（会社等の寄附の禁止）

第百九十八条 会社その他の法人又は団体は、選挙に関し、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体又はその支部が、政党その他の政治団体若しくはその支部又は公職の候補者若しくは公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定の適用については、政党その他の政治団体若しくはその支部又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対してする通常一般の社交の程度をこえる寄附は、選挙に関しする寄附とみなす。

第百九十九条第一項中「当事者である者」の下に「（会社その他の法人又は団体を除く。）」を加え、同条第二項から第四項までを削る。

第百九十九条の三及び第百九十九条の四を次のように改める。

第百九十九条の三及び第百九十九条の四 削除

第百九十九条の五第一項を削り、同条第二項中「何人も、後援団体」を「何人（会社その他の法人又は団体を除く。）も、後援団体（政党その他の政治団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治運動のうち主たるものであるものをいう。以下同じ。）」に、「第四項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間」を「当該選挙に関し」に改め、同項を同条第一項とし、同

条第三項中「第四項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間」を「当該選挙に関し」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を次のように改める。

3 前項の規定の適用については、当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に係る後援団体に対してする通常一般の社交の程度をこえる寄附は、当該選挙に関しする寄附とみなす。

第二百条第一項中「第百九十九条（（特定の寄附の禁止））に規定する者」の下に「及び会社その他の法人又は団体」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）が、政党その他の政治団体又はその支部に対して寄附を勧誘し、又は要求する場合は、この限りでない。

第二百条第二項中「第百九十九条に規定する者」の下に、「、会社その他の法人又は団体」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）が、政党その他の政治団体又はその支部から寄附を受ける場合は、この限りでない。

第二百一条の三を次のように改める。

（選挙の公示又は告示前の演説会の特例）

第二百一条の三 衆議院議員又は参議院議員の選挙については、当該公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「立候補予定者」という。）は、学校、公民館その他の施設（建物その他の施設の構内を含む。）をその所有者又は管理者の承諾を得たうえ使用して、当該選挙に関する自己の選挙運動のための演説会を開催することができる。ただし、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙の行なわれる区域において当該選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの間は、開催することができない。

2 前項の演説会においては、当該立候補予定者がその選挙運動のための演説を行なうものとし、当該立候補予定者が演説を行なうことができないときは、その代理として当該立候補予定者以外の者に演説を行なわせることができる。

3 第一項の演説会においては、当該立候補予定者及び前項の規定により当該立候補予定者の代理として演説を行なう者以外の者も当該立候補予定者の選挙運動のための演説をすることができる。

4 第百六十六条（（特定の建物及び施設における演説等の禁止））の規定は、第一項の演説会について準用する。この場合において、第百六十六条各号列記以外の部分ただし書中「第一号に掲げる建物において第百五十二条（（義務制公営立会演説会））若しくは第百六十条の二（（任意制公営立会演説会））の立会演説会又は第百六十一条（（公営施設使用の個人演説会））の規定による個人演説会」とあるのは、「第一号に掲げる建物のうち学校、公民館、体育館又は地方公共団体の管理に属する

公会堂若しくは議事堂において第二百一条の三（（選挙の公示又は告示前の演説会の特例））第一項の演説会」と読み替えるものとする。

- 5 第一項の演説会のために使用する文書図画は、次の各号の一に該当するものに限り、掲示することができる。ただし、第一号のポスターは、第一項ただし書の規定により同項の演説会を開催することができない区域において当該演説会を開催することができない期間は、掲示することができない。

一 演説会の開催を周知させるために使用するポスター

二 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

- 6 第一百四十三条第七項及び第八項（（ポスター等の規格））の規定は前項第二号のポスター、立札、ちようちん及び看板の類について、第一百四十四条第三項及び第四項（（ポスターの規格及び記載事項））並びに第一百四十五条（（ポスターの掲示箇所））の規定は前項第一号のポスターについて準用する。この場合において、第一百四十三条第八項中「ちようちんの類は、それぞれ一箇とし、その大きさ」とあるのは「ちようちんの類」と、第一百四十四条第四項中「その表面に」とあるのは「その表面に演説会の開催年月日及び開催場所、当該選挙の種類並びに立候補予定者、」と読み替えるものとする。

- 7 立候補予定者又は掲示責任者は、第一項の演説会が終了したときは、第五項第一号のポスターをすみやかに撤去しなければならない。

- 8 都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、第五項の規定に違反して掲示した文書図画があると認めるとき又は同項第一号のポスターで第六項において準用する第一百四十四条第三項若しくは第四項若しくは第一百四十五条の規定に違反して掲示したもの若しくは前項の規定に違反して撤去しないものがあると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

- 9 第一百九十七条の二（（実費弁償及び報酬の額））第一項の規定は、第一項の演説会に関し支給する報酬及び実費弁償に適用しない。

第二百一条の四第九項中「第五項」を「第四項」に、「第七項及び第八項」を「第六項及び第七項」に改め、「、第一百四十五条第一項ただし書中「命令で定めるもの及び第一百四十四条の四（（任意制ポスター掲示場））の掲示場に掲示する場合」とあるのは「命令で定めるもの」と」を削る。

第二百一条の十第一項後段中「第六十四条の三（（他の演説会の禁止））及び」を削り、同条第六項後段を削り、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改める。

第二百一条の十一第二項後段及び第三項後段中「運行中又は停止中の自動車の上において」を削る。

第二百一条の十二第一項ただし書を次のように改める。

ただし、第一号の連呼行為については、衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項（（指定都市））の市の長の選挙において、本章の規定による政談演説会の会場においてする場合及びその他の場所において午前六時から午後九時までの間にする場合並びに市長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長を除く。）の選挙において、本章の規定による政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所においてする場合は、この限りでない。

第二百十一条第三項中「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「、第三号若しくは第四号」を削る。

第二百三十五条第二号中「又は公職の候補者となろうとする者」を「若しくは公職の候補者となろうとする者又はその者の所属し、若しくはその者を推薦し、若しくは支持する政党その他の政治団体」に改める。

第二百三十九条の見出しを「（事前運動、教育者の地位利用等の制限違反）」に改め、同条第三号及び第四号を削る。

第二百四十二条の二本文中「第百三十八条の三」を「第百三十八条」に改める。

第二百四十三条第一号の二及び第二号の三を削り、同条第四号中「又は第百四十四条（（ポスターの数））」を「、第百四十四条（（ポスターの数））又は第二百一条の三（（選挙の公示又は告示前の演説会の特例））第六項において準用する第百四十三条第七項若しくは第八項若しくは第百四十四条第三項若しくは第四項」に改め、同条第八号の二及び第八号の三を次のように改める。

八の二及び八の三 削除

第二百四十三条第十号中「（（特定の建物及び施設における演説等の禁止））」の下に「（第二百一条の三（（選挙の公示又は告示前の演説会の特例））第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二百四十四条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第百四十条の二第一項（（連呼行為の禁止））の規定に違反して連呼行為をした者

第二百四十四条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第百四十一条の三（（車上の選挙運動の禁止））の規定に違反して選挙運動をした者

第二百四十四条第三号中「（（ポスターの掲示箇所））」の下に「（第二百一条の三（（選挙の公示又は告示前の演説会の特例））第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「（（文書図画の撤去））」の下に「又は第二百一条の三第八項（（選挙の公示又は告示前の演説会における文書図画の撤去））」を加え、同条第五号の二を次のように改める。

五の二 削除

第二百四十四条に次の一号を加える。

九 第二百一条の三（（選挙の公示又は告示前の演説会の特例））第一項ただし書の規定に違反して演説会を開催した者

第二百四十七条の次に次の一条を加える。

（会社等の寄附の制限違反）

第二百四十七条の二 会社その他の法人又は団体が第九十八条（（会社等の寄附の禁止））の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人又は団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。

第二百四十八条第一項中「第九十九条（（特定の寄附の禁止））第一項に規定する者（会社その他の法人を除く。）が同項」を「第九十九条（（特定の寄附の禁止））に規定する者が同条」に改め、同条第二項を削る。

第二百四十九条の三及び第二百四十九条の四を次のように改める。

第二百四十九条の三及び第二百四十九条の四 削除

第二百四十九条の五第一項を削り、同条第二項中「第二項」を「第一項」に改め、「（会社その他の法人又は団体を除く。）」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百五十条第一項中「（（選挙費用の法定額違反））、」の下に「第二百四十七条の二（（会社等の寄附の制限違反））、」を加え、同条第二項中「第二百四十七条、」の下に「第二百四十七条の二、」を加える。

第二百五十一条中「第九号まで、」の下に「第二百四十七条の二（（会社等の寄附の制限違反））、」を加え、「、第二百四十九条の三（（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反））、第二百四十九条の四（（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反））、第二百四十九条の五（（後援団体に関する寄附等の制限違反））第一項及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第二百五十一条の三各号列記以外の部分中「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「、第三号若しくは第四号」を削る。

第二百五十二条の二中「第四百三十三条第七項若しくは第八項」を「第四百三十三条第六項若しくは第七項」に改める。

第二百五十三条の二第一項及び第二百五十四条前段中「第九号まで、」の下に「第二百四十七条の二（（会社等の寄附の制限違反））、」を加え、「第二百四十九条の三（（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反））、第二百四十九条の四（（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反））、第二百四十九条の五（（後援団体に関する寄附等の制限違反））第一項及び第三項、」を削り、「並びに」を「及び」に、「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「、第三号若しくは第四号」を削る。

第二百六十三条中第七号を削り、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十号

の二を削り、第十一号及び第十二号を一号ずつ繰り上げる。

第二百六十四条第一項第一号中「及び第十号から第十一号まで」を「、第九号及び第十号」に改め、同条第二項中「第九号」を「第八号」に改め、「、第十号の二」を削り、「第十二号」を「第十一号」に改め、同条第三項中「第四百四十四条の四（（任意制ポスター掲示場））」の規定による掲示場の設置に要する費用、」を削る。

（政治資金規正法の一部改正）

第二条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「公職選挙法第百九十九条に規定する者」の下に「、会社その他の法人又は団体（政党、協会その他の団体又はその支部を除く。）」を加える。

第五章中第二十二条の次に次の一条を加える。

第二十二条の二 政党、協会その他の団体又はその支部は、政治活動に関し、会社その他の法人又は団体（政党、協会その他の団体又はその支部を除く。）から寄附を受けてはならない。

第二十六条中「第二十二条」の下に「又は第二十二条の二」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
（選挙の期日が公示されている選挙等に関する経過措置）
- 2 この法律の施行の際その期日の公示又は告示されている選挙については、次項に定めるものを除いては、なお従前の例による。
（事務次官等であつた者の立候補制限に関する規定の適用）
- 3 改正後の公職選挙法第九十一条の二の規定は、この法律の施行の日以後において同条に掲げる職を離れた者に限り適用する。
（罰則に関する経過措置）
- 4 この法律の施行前にした行為及び第二項の規定により従前の例により行なわれる選挙に関してした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）
- 5 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。
第三条中第五号の二及び第七号を削り、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。
第八条の二及び第九条の二を削る。
（漁業法の一部改正）
- 6 漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。
第九十四条第一項前段中「第百三十八条、」を削り、「第百七十八条」を「第百七十八条（第一号を除く。）」に改め、「第二百三十九条第四号」を削り、「第二百四十三条第一

号、第二号から第九号まで、第二百四十四条第一号から第五号の三まで」を「第二百四十三号第一号から第九号まで、第二百四十四条第一号、第二号から第五号まで、第五号の三」に、「第七号、第八号」を「第七号から第九号まで」に改め、同項後段の表中

第九十条	前条	漁業法第八十七条第二項
第九十一条	第八十八条又は第八十九条	又は第三項

を

第九十条	前二条の規定により公職の候補者となることができない公務員又は前条各号に掲げる職に在る者（以下この条及び次条において「公務員等」という。）	漁業法第八十七条第二項又は第三項の規定により公職の候補者となることができない公務員
	当該公務員等	当該公務員
第九十一条	第八十八条、第八十九条又は第八十九条の二	漁業法第八十七条第二項又は第三項

に、同条第二百五十一条、第二百五十三条の二第一項及び第二百五十四条の項中欄中「第二百四十八条、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四、第二百四十九条の五第一項及び第三項」を「第二百四十七条の二、第二百四十八条」に、「並びに」を「及び」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

7 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条前段中「公務員」を「公務員等」に改め、「第百三十八条（戸別訪問）」及び「第二百三十九条第四号、」を削り、「第二百四十三条第一号及び第二号から第九号まで、第二百四十四条第一号から第五号の三まで」を「第二百四十三条第一号から第九号まで、第二百四十四条第一号、第二号から第五号まで及び第五号の三」に、「第七号、第八号」を「第七号から第九号まで」に改め、同条後段の表中

第九十条	前条	農業委員会等に関する法律第八条第四項若しくは第五項又は国家公務員法第二百二条第二項
第九十一条	第八十八条（（選挙事務関係者の立候補制度））又は第八十九条（（公務員の立候補制度））	

を

第九十条	前二条の規定により公職の候補者となることができない公務員又は前条各号に掲げる職にある者（以下この条及び次条において「公務員等」という。）	農業委員会等に関する法律第八条第四項若しくは第五項又は国家公務員法第二百二条第二項の規定により公職の候補者となることができない公務員
	当該公務員等	当該公務員

第九十一条	第八十八条（（選挙事務関係者の立候補制限））、第八十九条（（公務員の立候補制限））又は第八十九条の二（（公社の役員等の立候補制限））	農業委員会等に関する法律 第八条第四項若しくは第五項又は国家公務員法第二百条第二項
-------	--	--

に、同表第二百五十一条、第二百五十三条の二第一項及び第二百五十四条の項中欄中「第二百四十八条（（寄附の制限違反））、第二百四十九条の三（（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反））、第二百四十九条の四（（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反））、第二百四十九条の五（（後援団体に関する寄附等の制限違反））第一項及び第三項」を「第二百四十七条の二（（会社等の寄附の制限違反））、第二百四十八条（（寄附の制限違反））」に、「並びに」を「及び」に改める。
（所得税法の一部改正）

8 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二十一号中「法人」を「法人である政党その他の政治団体又はその支部」に改める。

理 由

従来における選挙の実例にかんがみ高級の公務員等の参議院全国区議員への立候補を制限し、現行の選挙運動に関する規定が複雑多岐にわたり、選挙人の理解に苦しむところが多く、かつ、これらの規定が言論の自由を抑制することもあることにかんがみ選挙の期日の公示又は告示前において原則として演説会を開催することができるようにするとともに戸別訪問、文書図画の領布及び個人演説会等に関する制限規定を緩和し、並びに会社団体等による寄附が選挙の腐敗に結びつく点にかんがみ会社団体等による寄附の制限規定を強化する等の措置を講じ、もつて、公明選挙の実現を図り、選挙人の選挙に関する関心をたかめる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。